

地域高齢者等移動支援事業（（公社）沖縄県地域振興協会が実施）

目的・概要

車社会の本県において75歳以上の高齢者の増加は、運転免許証の自主返納等が進むことにより、今後増加が見込まれる高齢者等の移動手段をどのように確保するかという地域課題に直結していくことから、市町村が実施する外出支援策や移動支援者に要する経費の一部を助成する。

事業内容

地域の高齢者等（障がい者・妊産婦・未就学児・介護者・保護者を含む）の外出を支援するために行う住民の移動に要する経費を助成する。

【総事業費】2,500万円（令和7年度）

【助成対象】沖縄県各市町村

【補助率】80%

【助成限度額】市町村人口によって60～180万円

【対象経費】車両運転手への謝金、福祉バス車両のガソリン代、公共交通機関（タクシー・バス・モノレール）の利用料金、車両の借り上げ料等。ただし利用者が高齢者等に限定されないコミュニティバスや乗合タクシー、デマンドタクシー等を除く。



イメージ写真

【例】「外出支援サービス事業」

寝たきりや車いすのため、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者を、医療機関等へ移送車両で送迎する。

【例】「福祉タクシー利用助成事業」

障がい者手帳所持者のうち、当該事業の対象者要件を満たす者に対して、タクシーチケットを交付する。

【例】「高齢者外出支援サービス事業」

社会福祉法人等に委託し、リフト付き車両による居宅と医療機関や公共機関等への送迎をする。